

教育長との賃金確定交渉報告 53年ぶり!賃金一時金5年連続の77.5!

しかし生活改善にはほど遠い回答!

超勤解消に向け「新たな取組を検討」と回答

賃金確定教育長交渉の結果

1. 給料改定(賃金引き上げ)については、人事委員会勧告どおり実施する

①月例給を628円(0.17%)引き上げる。給料表を行政職給料表の場合、初任給を1500円(高校2級は1600円)、若年層1000円程度、その他400円を基本に引き上げる。

②ボーナスは0.05月引き上げ、4.45月(現在4.40月)とする。再任用も0.05月引き上げ2.35月とする。配分は勤勉手当へ。

③上記1)2)は2018(H30)年4月に遡り支給する。給与改定の実施については、給与条例の改正の措置を持って行う。差額は平成31年1月に支給する。

④道独自削減(管理職)については、本年度で廃止する。

2. 宿日直手当は、7,400円に増額する(2018年4月に遡り支給)

①学校の寄宿舎における宿直、又は日直の勤務等について7,400円(現在7,200円)、半日勤務日から引き続き場合は、11,100円(現在10,800円)に引き上げる。

3. 超勤解消に向け「アクション・プラン」の改善、新たな取組を検討する

①教職員の負担が少なく、勤務態様に合った、勤務時間の把握システムの構築に努める。

②働き方改革が着実に進むよう、より一層、様々な取組に努める。

4. 親族間契約における住居手当の見直しは、経過措置を設け次年度から実施へ

人事委員会勧告の取り扱いは、月例給・一時金ともに5年連続の引上げ回答を引き出しました。この

の結果は、道教委交渉や、全道から集まった賃金要求署名などのとりくみの成果です。しかし、原油価格高騰や現給保障の廃止、来年10月の消費税10%への増税を考慮すれば、今回の改定分では生活はまったく改善されません。また、一時金は引上げられ、国並みとなりましたが、改善分は全て勤勉手当に配分されました。17年間にも及んだ道独自削減の損失を回復するために、期末手当に配分し全ての教職員の賃金水準回復をすべきなのに、人事評価結果の活用で格差が生じる勤勉手当へ配分することは、教職員の協力共同をこわす「成果

主義賃金」の拡大に他なりません。引き続きの課題です。再任用・定年延長については「雇用と年金の接続の観点から、再任用は重要である」と回答しているものの、人事異動の無能ぶりを棚に上げ、任用率の低さを個人の希望の問題にすり替えるなど、再任用人事を職場管理の手段に活用しようとする意図が見え見えます。道教委にとっては「義務」であることを主張し続け、賃金水準・生活関連手当も含めた改善をめざします。

超勤問題では、「アクションプラン」の改善や新たな取組を検討し、働き方改革が着実に進むよう、より一層、様々な取組に努める。引き続き1月の定員教育予算交渉に向け、要求を束ね、前進めざして奮闘して行きますので、皆様のお力をお貸しください。



道高教組札幌支部
札幌市中央区大通西12丁目
高等学校教職員センター3階
TEL 011-271-5875
FAX 011-271-5895

11月16日(金)8時30分から道庁別館8階会議室で、賃金確定教育長交渉を行いました。全道各地からかけつけた高教組・道教組30名が交渉に臨みました。道教委は佐藤教育長らが出席、主な回答は左表の通りです。
5年連続の引き上げは、1965年以来の53年ぶりです。私たちのとりくみの成果と評価できるものの、灯油価格の高騰や消費税増税を考えると、生活改善には程遠い内容です。

混乱の高校現場 噂が噂を呼ぶ人事異動要領大幅変更!



10月中旬、道内の高校現場で、「2020年4月当初人事における高校における人事異動要領の大幅変更」について、管理職から説明が行われた。道教委が校長会を通じて口頭のみでの説明を指示したことから、職場によって説明の程度が大きく異なり、決定事項でもない内容を付け

【高校人事異動要領の主な変更案】	
	変更案
実施時期	2020年4月当初の高校人事より適用 (*特別支援学校の人事要領変更はなし)
地域区分	道央(石狩、空知、後志) 道南(渡島、檜山) 日胆(日高、胆振) 道北(上川、留萌、宗谷) 道東(釧路、根室、十勝) オホーツクの6区分に分ける 地域区分内での異動をしやすくする方向で検討している
学校区分(群)	全道の学校が、所在地域の実情に応じ、A・B・C・D・特Dの群に分けられている
基準勤務年数	A・B群の学校...10年 C・D群の学校...6年
連続勤務の上限	規定なし
希望地戻し	A群における同一校 長年勤務者で、概ね40~51歳までの者を対象に、檜山、留萌、宗谷、オホーツク、日高、根室のC・D群、及びそれ以外の地域のD群で、一定期間勤務した者は、希望する地域への異動が優先的に考慮される



加えた校長もいたことで、正確な情報が一人歩きして現場は大きく混乱しました。
10月12日、道高教組は道教委・教職員課と人事異動に関するやりとりを行い、これら混乱した事態を引き起こした道教委の対応と責任を追究するとともに、正確で詳細な情報や、要領変更のスケジュールを一刻も早く明らかにするよう求めました。現在確認されている内容は、上の表の通りです。
かつて道教委は「ミサイル人事」と呼ばれた一方的な強制配転を強行し、人事異動を組合差別・教職員管理の道具として濫用しました。そして道高教組との道人事委員会審理に敗れ、提示から3年もの時間をかけて教職員組合との協議・交渉を繰り返して、現在の人事異動要領・人事異動要領を完成させました。今回、明らかにした変更の観点は、いずれも私たちの生活条件・勤務条件に大きくかわる内容です。何の前触れもなく、私たちの意見や要望も聞かぬまま変更を強行すれば、混乱が続くばかりでなく、人事異

動を教職員管理のテコとして活用しようとして、恣意・情実による人事が横行する危険性もあります。また、道教委が私たちの約束を守らずにへき地勤務への計画的で抜本的な待遇改善を行わなかったことが、都市部への希望集中を緩和できなかった最大の理由であるとともに、北海道での勤務を忌避する採用試験登録者が増加させ、「教育に穴が空く」状況を生み出す要因にもなっています。
教職員の人事異動は、生活

や勤務条件の変更にかかわる大きな問題であると同時に、保護者・道民・子どもたちの願いに添えて、ゆきとどいた教育を保障する教育条件の改善という2つの側面を持ちます。個人の要求や意向を尊重し「希望と納得」の立場を堅持することはもちろん、「納得」するに足る抜本的な待遇改善計画を同時に示すことが任命権者に求められます。そのことなしでは、「大幅変更」は絵に描いた餅に過ぎません。

交渉争点をぜひ協力をお願いします。



今年の年末賃金確定交渉では、皆さんのご支援・ご協力により1965年以来実に53年ぶりとなる5年連続のプラス勧告を勝ち取ることができました。ご支援ご協力、ありがとうございます。しかしながら、17年に及び道独自削減の損失回復・退職手当の削減など、闘いなしには改善できない課題が山積みです。道高教組札幌支部は、今年も賃金改善・生活と権利・憲法平和を守る運動などにとりくんできました。また、教職員の皆さんと情報共有するための支部機関紙「はばたき」の発行を続けています。つきましては、今後とも活動を維持・拡大していくためにも、財政面からのご支援をいただきたく、今年も冬闘争カンパをお願いしております。なにとぞ、ご協力を、よろしく願います。